

報告第1号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

専決第2号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和5年12月27日に佐野市寺中町2233番1地先で発生した自動二輪車転倒事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

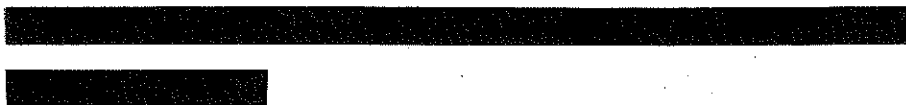
令和6年2月13日

佐野市長 金子 裕

- 1 損害賠償額 4,032円
- 2 和解内容

前項に定める損害賠償金を治療費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

- 3 相手方の住所及び氏名



専決第2号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	自動二輪車転倒事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和5年12月27日(水) 午前4時頃 場所 佐野市寺中町2233番1地先
3 発生時の状況	市道の側溝のグレーチング蓋の隙間に相手方が運転する自動二輪車のタイヤが挟まり転倒し、負傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	治療費 4,032円
6 和解日	令和6年2月13日
7 略図	